

(案)

アスパ高砂に関する調査検討委員会の運営について

アスパ高砂に関する調査検討委員会条例（令和元年高砂市条例第2号）（以下「条例」という。）第13条の規定に基づき、アスパ高砂に関する調査検討委員会（以下「委員会」という。）の運営に関し必要な事項を定める。

1 会議の公開

(1) 委員会の会議（以下「会議」という。）は、原則として公開するものとする。ただし、高砂市情報公開条例（平成12年高砂市条例第33号）第7条各号に掲げる不開示情報に該当する事項について審議等を行う場合は、公開しないことができる。

(2) 会議の公開に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

2 記録

(1) 会議の記録は、会議の概要を記載するものとする。

(2) 会議の記録及び審議資料は、公開する。ただし、非公開の会議の記録及び審議資料は、次に掲げる事項を除き公開するものとする。

①発言した委員の氏名

②前号の氏名が推定され得ると委員長が認める発言部分

③高砂市情報公開条例第7条各号に該当すると認められる事項

④その他公開することにより、公正かつ円滑な議事運営が著しく損なわれると会長が認める事項

3 代理

条例第4条第1項の委員が、事故その他やむを得ない理由により委員会に出席できないときは、代理人を出席させることができる。

4 補則

上記以外について、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

令和元年 月 日 決定